

今年度も実施します！

町民の皆さんが町内で宿泊すると2,000円割引

町民等宿泊促進支援事業のお知らせ

▶町民の方は下記町内宿泊施設での宿泊費が2,000円割引！

住み慣れたふるさとのまちでも、観光客として泊まることで新たな魅力に気が付くかもしれません。ぜひ、この事業を利用して、町内宿泊施設に泊まってみませんか。

※お1人につき5回まで利用可能です。

▶町民以外の方も次の場合のみ対象に！

町民の方の親族／町内の会社・事業所で働いている方／町内のサークル・団体の会員／町内学校のクラス会

※町民の方が一緒に利用されることが必要です。

※町外の友人、知人は助成の対象になりません。

▶利用券の交付場所

- 弟子屈地区／役場観光商工課・環境生活課(総合サービス室)
- 川湯地区／川湯支所

▶交付日時

月～金曜日(祝日を除く)の8時45分～17時30分

※利用券の使用期限は、発行後2週間までです。利用日を確認の上、申請してください。

▶利用券の書き方

利用者の名前	住所(町外は市町村名まで)
--------	---------------

申請者(町民の方)

弟子屈 太郎	中央2丁目3番1号
弟子屈 花子	同上

申請者(町民の方)が紹介する方

弟子屈 次郎	釧路市
--------	-----

利用方法

- ①左記交付場所で利用券の発行を受ける。
- ②チェックイン時に利用券を宿泊施設へ出す。
- ③宿泊施設でアンケートに答えて2,000円割引！
※食事のみの利用では、助成は受けられません。

宿泊助成を利用できる施設

弟子屈地区

- アリスガーデン ☎482-7585
- うさの森 ☎482-4672
- 温泉民宿 北の大地 ☎482-4937
- 温泉民宿 美里 ☎482-1020
- きららの宿 すばる ☎482-2224
- ひとつぶの麦 ☎482-1177
- ピュアフィールド 風曜日 ☎482-7111
- ペンション ニューマリモ ☎482-2414
- ペンション ぼらりす ☎482-2622
- ゲストハウスゆうあん ☎482-2977
- ホテル摩周 ☎482-2141
- 摩周湖ユース・ホステル ☎482-3098
- 民宿 ましゅまる ☎482-2027
- 民宿 摩湖 ☎482-5124
- ペンション&コンドミアムBirao ☎482-2979

川湯地区

- お宿 欣喜湯 ☎483-2211
- 温泉浪漫的宿 湯の閣 ☎483-2011
- 川湯観光ホテル ☎483-2121
- 川湯第一ホテル 忍冬 ☎483-2411

事業に参加して下さる施設を随時募集しています！

屈斜路湖荘 ☎483-2545

屈斜路湖ホテル ☎483-2415

KKRかわゆ ☎483-2643

コテージ ログハウス川湯 ☎483-2544

旅人宿 あさ寝坊 ☎483-2725

ホテル 開紘 ☎483-2318

ホテル パークウェイ ☎483-2616

名湯の森ホテルきたふくろう ☎483-2960

ホテル川湯パーク ☎483-2611

Art INn 極寒藝術伝染装置 ☎486-7773

屈斜路地区

アトレーユ ☎484-2455

ガストホフ ぱぴりお ☎484-2201

屈斜路原野 ユースゲストハウス ☎484-2609

屈斜路プリンスホテル ☎484-2111

ゲストハウス ていんくる ☎484-2122

コタン温泉プチホテル丸木舟 ☎484-2644

三香温泉 ☎484-2140

ペンション クッシュアレラ ☎484-3232

ペンション チャトラン ☎484-2024

宿・花ふらり ☎484-2633

※この事業は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(消費喚起型)の交付対象事業です。

問い合わせ先／役場観光商工課観光振興係 ☎482-2940(課直通)

子育て応援医療費還元事業

中学生以下のお子さんの医療費を実質無料化します！！

4月1日から「子育て応援医療費還元事業」の対象者と還元割合が拡大され、医療費の個人負担が実質無料化されます。

この事業は、お子さんが病気やけがで通院した際に負担した医療費の一部を、町内での買い物などに利用できる商品券(右図)で還元するもの。子育て世帯の医療費負担の軽減と町内消費の活性化が目的で、既に200世帯以上のご家庭で利用されています。

これまで小・中学生のお子さんがあるご家庭が対象でしたが、4月からは未就学児が新たに加わり、中学生以下のお子さんがあるご家庭が対象となります。



▶対象

本町に住民登録し、中学生以下のお子さんのいる世帯。

★newポイント★
未就学児童も対象！

▶対象になる医療費

- 中学生以下のお子さんが入院・通院(歯科を含む)した際、医療保険の自己負担分として病院や薬局に支払った医療費が対象です。
(入院のベッド代や食事代、補装具や柔整などの療養費、予防接種などは対象外)
- 2015年4月1日以降の入院・通院の際に支払った分から対象になります。
- 乳幼児等医療費、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、健康保険高額療養費、災害共済給付金など、他の医療費助成を受けている方については、これらの助成額を控除した金額が対象となります。

★newポイント★
入院費も対象！

▶助成の内容

- 対象医療費のうち、自己負担分に相当する額を1円＝1ポイントとして換算します。
- 500ポイントごとに町内の取扱店で利用できる商品券と交換できます。

▶手続きの方法

- ①診療日、受診者氏名、保険内医療費の金額が記され、医療機関の領収印が押された領収書原本(レシート不可)と保護者の方の印鑑を役場健康推進課へお持ちください。ポイントカード(右図)を作成し、金額に応じたポイントを付与します。
- ②ポイントカード作成後は、お子さんの入院・通院で負担した医療費がある場合に、領収書とポイントカードを役場健康推進課へお持ちいただければ、ポイントを加算します。

※この事業で還元された医療費は、確定申告の際の医療費控除の対象から外れます。

※商品券交換までの流れについては、今月の広報紙に折り込まれている「てしかが町知って得する便利帳」の16ページでも紹介しています。



取扱店を募集しています！

- 商品券取扱店の登録は現在47店舗です。
- 町内で営業している事業者の方で登録をご希望の場合は、ご連絡ください。

※この事業は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)の交付対象事業です。

問い合わせ先／役場健康推進課健康保険係 ☎482-2935(課直通)

国民健康保険の保険証を更新します

次の窓口交付対象者を除き、各世帯に簡易書留郵便で保険証を発送します。発送は4月15日ごろです。

▶窓口交付対象者

- ①特別証交付対象者／学生の方などで本町に住民票がない方。在学(園)証明書が必要です。
- ②短期証交付対象者／国民健康保険税を滞納している方。窓口相談の上、期間を定めて交付します。

※国民健康保険税の賦課に関係しますので、まだ所得の申告がお済みでない方は、速やかに申告手続きを済ませてください。

☐問い合わせ先／役場健康推進課健康保険係 ☎482-2935(課直通)まで。